

ユースエール認定制度

災害復旧等臨時の必要のある業務への対応に係る 時間外労働時間等の算定に係る取扱いの明確化について

正社員の所定外労働時間及び時間外労働時間の算定に関するお知らせ

ユースエール認定制度における正社員の所定外労働時間及び時間外労働時間の算定について、災害復旧等臨時の必要のある業務への対応に係る取扱いが明確化されました。

主な内容

1

算定から除外できる場合

災害復旧等の臨時の必要がある業務への対応として行った時間外労働について、一定の要件を満たす場合は、ユースエール認定における所定外労働時間及び時間外労働時間の算定から除外することができます。

2

対象となる時間外・休日労働

対象となるのは、労働基準法第33条第1項に基づく行政官庁の許可を得て行われた時間外・休日労働、又は同項ただし書きに基づく届出があり、行政官庁が適当と認めた時間外・休日労働です。

3

認定審査等における審査書類

認定審査等においては、労働基準法第33条第1項に基づく許可書又は労働基準監督署の受理印が押印された届出書により確認が行われます。

留意事項

労働基準法第33条第1項に該当しない時間外労働については、従来どおり所定外労働時間及び時間外労働時間に算入されます。

熊本労働局職業安定部職業安定課 ユースエール担当

住所：〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

電話：096-211-1703